

○ 毎月勤労統計調査（通称“毎勤”）とは

— どんな調査か —

- 全国調査，地方調査及び特別調査から成り立っており，全国調査と地方調査は常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月，特別調査は常用労働者1～4人の事業種を対象に年1回実施しています。なお，地方調査は全国調査の調査事業所に地方調査のみの調査事業所を加えたものとしています。
- 大正年間に始まり，80年以上の歴史を持つ，我が国の労働及び経済に関する基本的な統計のひとつです。
- 労働者の雇用，給与及び労働時間の毎月の変動を明らかにすることが目的です。

— どのように利用されているか —

- 公共料金の改定の際の資料に使われます。
- 雇用保険基本手当，労働者災害補償（休業補償）の額の改定に使われます。
（注：雇用保険法第18条，労働基準法76条）
- 国民所得や県民所得の推計に使われます。
- 景気動向の判断資料として使われます。
- 民間企業において賃金改定や労働関係の資料に使われます。
- 民事事件や交通事故の補償など逸失利益算出の基礎資料に使われます。
- その他あらゆる労働，経済問題の資料に使われ，また日本の労働事情の海外への紹介，国連への報告などに活用されています。